

# 公益社団法人三沢青年会議所定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条

本会議所は、公益社団法人三沢青年会議所と称し、英文名を「Junior Chamber International Misawa」と称する。

(事 務 所)

第2条

本会議所は、主たる事務所を青森県三沢市に置く。

(目 的)

第3条

本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、地域社会及び国家の発展を図り、会員の連携と指導力の啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条

本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2

本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条

本会議所は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (2) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (3) 会員の指導力の開発を図る事業
- (4) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- (5) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- (6) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内外の青年会議所並びにその他の諸団体と連携し、相互の理解と親善を推進する事業
- (7) 会員相互の親睦を図る事業
- (8) その他本会議所の目的達成に必要な事業

(事業年度)

第6条

本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

## 第2章 会 員

(会員の種類)

第7条

本会議所の会員は、正会員、シニアクラブ会員及び賛助会員の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(正 会 員)

第8条

三沢市内及びその周辺地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたものを正会員とする。ただし、正会員が事業年度中に40歳に達した場合は、当該事業年度の終了する日(その日に役員である者にあつては、当該事業年度に関する第22条第3項の通常総会の終結の時)までは、正会員の資格を有する。

(シニアクラブ会員)

第9条

40歳に達した事業年度の終了する日に正会員であった者で、終身会費を納めたものをシニアクラブ会員とする。

(賛助会員)

第10条

本会議所の目的に賛同し、その発展を賛助しようとする個人又は法人その他の団体で、理事会において承認されたものを賛助会員とする。

(入会)

第11条

本会議所の正会員になるうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない

2

前項に定めるもののほか、入会に関し必要な事項は、総会において別に定める。

(会員の権利)

第12条

正会員は、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2

シニアクラブ会員及び賛助会員の権利については、総会において別に定める。

(正会員の義務)

第13条

正会員は、本定款その他の規程を遵守し、本会議所の目的達成に必要な義務を負う。

(会費の納入義務)

第14条

正会員は、毎事業年度所定の納期に会費を納入しなければならない。

2

賛助会員の会費については、総会において別に定める。

(会員資格の喪失)

第15条

正会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 総正会員の同意があったとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第16条

正会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 年度の途中で退会しても、既納の会費は返還しない。

3 会費納入前に退会届を提出しても、その年度の会費は納入しなければならない。

(除名)

第17条

正会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によりこれを除名することができる。

- (1) 本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき。
- (2) 本会議所の秩序を乱す行為をしたとき。
- (3) 会費納入義務を履行しないとき。
- (4) 総会、例会及び委員会の出席義務を履行しないとき。
- (5) その他正会員として適当でない認められるとき。

2

前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その正会員に総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

3

正会員を除名したときは、除名した正会員に対し、その旨を通知しなければならない。

(休会)

第18条

正会員は、やむを得ない事由により長期間各種会議・行事に出席できないときは、理事会の承認を得て休会することができる。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第19条

正会員は、第15条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2

正会員は、その資格を喪失しても、既納の会費の返還その他いかなる請求もすることができない。

## 第3章 総 会

(構成)

第20条

総会は、すべての正会員をもって構成する。

2

前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3

総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第21条

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 定款の変更
- (4) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (5) 事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 規程の制定、変更及び廃止
- (8) 合併及び事業の全部又は一部の譲渡
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令に定める事項及び本定款に定める事項

(種類及び開催)

第22条

本会議所の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2

通常総会は、毎年1月、7月及び12月に開催する。

3

毎年1月に開催される通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

4

臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において、開催の決議がなされたとき。
- (2) 総正会員の5分の1以上の正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招 集)

第23条

総会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2

理事長は、前条第4項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。

(議 長)

第24条

総会の議長は、理事長又は出席した正会員のうち理事長の指名した者がこれに当たる。ただし、第22条第4項第2号の規定に基づき臨時総会を開催した場合は、出席した正会員のうちからこれを選出する。

(定足数)

第25条

総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

(決 議)

第26条

総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項を除き、出席正会員の有する議決権数の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第27条

総会に出席することができない正会員は、総会ごとに他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2

前項の正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会議所に提出しなければならない。

3

第1項の規定により議決権を行使する正会員は、第25条及び前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条

総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2

議事録には、議長及び議長が指名する正会員2名が署名捺印しなければならない。

## 第4章 役員等

(役員の種類及び員数)

第29条

役員の種類及びその員数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 理事 8名以上20名以内

(2) 監事 1名又は2名

2

理事のうち1名を理事長、3名以内を副理事長、1名を専務理事とする。

3

前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第30条

本会議所の役員は、総会においてこれを選任する。

2

理事は、本会議所の正会員の中から選任しなければならない。

3

理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4

監事は、他の役職を兼務し、又は委員会の構成員となることができない。

5

本会議所の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計が理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6

本会議所の監事には、本会議所の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び本会議所の使用人が含まれてはならない。

7

前各号に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、総会において別に定める。

(役員の任期)

第31条

理事の任期は、選任された事業年度の翌事業年度に関する第22条第3項の通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2

監事の任期は、選任された事業年度の翌々事業年度に関する第22条第3項の通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3

補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4

理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第32条

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2

理事長は、法令及び本定款で定めるところにより、本会議所を代表し、その業務を執行する。

3

副理事長は、理事長を補佐し、本会議所の業務を執行する。また、理事長に事故があるときは、業務執行に係る理事長の職務を代行する。

4

専務理事は、理事長及び副理事長を補佐する。また、事務局を統括し、本会議所の業務を執行する。

5

理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第33条

監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 本会議所の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 総会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは本定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会に報告すること。

(5) 前項の報告をするため必要があると認めるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは本定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

(7) 理事が、本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは本定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員解任)

第34条

役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(役員報酬等)

第35条

役員は、無報酬とする。

(直前理事長及び顧問)

第36条

本会議所に、任意の機関として、直前理事長及び顧問を置くことができる。

2

直前理事長は、前理事長がこれに当たり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行わなければならない。

3

顧問は、直前理事長を除く理事長経験者である正会員の中から総会において選任し、理事長経験を生かし、業務についての理事長の諮問に答え、又は業務について必要な助言を行うことができる。

4

直前理事長及び顧問は、無報酬とする。

## 第5章 理事会

(構成)

第37条

本会議所に、理事会を置く。

2

理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第38条

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会議所の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職

2

理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び本定款に適合することを確保するための体制その他本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備

(種類及び開催)

第39条

理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2

通常理事会は、毎月1回開催する。

3

臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 次条第2項又は第3項に定めるとき。
- (3) 第33条第5号に定めるとき。

(招集)

第40条

理事会は、本定款に別に定める場合を除き、理事長が招集する。

2

理事長以外の理事は、理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3

前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、臨時理事会を招集することができる。

4

理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに各理事、監事、直前理事長及び顧問に対し、通知を発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

5

前項の規定にかかわらず、理事会は各理事、監事、直前理事長及び顧問の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第41条

理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

(定足数)

第42条

理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第43条

理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2

前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(報告の省略)

第44条

理事又は監事が理事、監事、直前理事長及び顧問の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議決の省略)

第45条

理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案に関して議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事はその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第46条

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2

前項の議事録には、出席した理事長及び監事がこれに署名捺印しなければならない。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに署名捺印する。

## 第6章 例会及び委員会

(例会)

第47条

本会議所は、原則として毎月1回以上例会を開催する。

2

例会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(委員会の設置)

第48条

本会議所は、その目的達成に必要な事項を調査・研究・審議し、及び実施するために委員会を設置する。

(委員会の構成)

第49条

委員会は、委員長1名及び委員若干名をもって構成する。

2

委員長は、理事の中から理事長が理事会の承認を得て任命し、委員は、正会員の中から委員長が理事会の承認を得て任命する。

3

正会員は、原則としていずれかの委員会に所属しなければならない。

4

前条及び本条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、総会において別に定める。

## 第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第50条

本会議所の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

2

本会議所の経費は、前項の収入をもってこれに充てる。

(基本財産)

第51条

基本財産は、公益目的事業を行うために保有する。

2

基本財産は、総会で基本財産として繰り入れることを決議した財産とする。

3

基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、総会において総正会員の3分の2以上の同意を得て、その全部若しくは一部を処分し、又は担保に供することができる。

4

基本財産の運用益は、公益目的事業に使用しなければならない。

(財産の管理及び運用)

第52条

本会議所の財産の管理及び運用は理事長が行うものとし、その方法は総会において別に定める。



(会計原則)

第53条

本会議所の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第54条

本会議所の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書等」という。)については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2

前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由のため予算が成立しない場合、総会の承認を得るまでの間は、前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

3

前項の収入及び支出は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

4

事業計画書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第55条

本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書並びに財産目録(以下「事業報告等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、第22条第3項の通常総会において承認を得るものとする。

2

事業報告等については、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3

本会議所は、第1項の通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

## 第8章 管 理

(事務局)

第56条

本会議所は、その事務を処理するため、事務局を設置する。

2

事務局には、所要の職員を置くことができる。

3

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会において別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第57条

事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款その他諸規程
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、認可等及び登記に関する書類
- (5) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (6) 事業計画書等
- (7) 事業報告等
- (8) 監査報告書
- (9) その他法令で定める帳簿及び書類

2

前項各号の帳簿及び書類の保存期間については、総会において別に定める。

3

第1項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令に定めるもののほか、次条第2項の規定により定めるところによる。

## 第9章 情報公開及び個人情報の管理

(情報公開)

第58条

本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2

情報公開に関し必要な事項は、総会において別に定める。

(個人情報の管理)

第59条

本会議所は、業務上知り得た個人情報の管理に万全を期するものとする。

2

個人情報の管理に関し必要な事項は、総会において別に定める。

(公告)

第60条

本会議所の公告は、電子公告による。

2

やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第61条

本定款は、総会において総正会員の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第62条

本会議所は、総会において総正会員の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併及び事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2

前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第63条

本会議所は、一般社団・財団法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の3分の2以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第64条

本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により本会議所が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1箇月以内に、総会の決議により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第65条

本会議所が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって、租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第11章 補 則

(委 任)

第66条

本定款に定めるもののほか、本会議所の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

1

本会議所の定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2

本会議所の最初の理事長は、山本高久とする。

3

整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。